

ウインチのブレーキ保持能力に関する改正の解説

1. はじめに

2026年6月公表の、ウインチのブレーキ保持能力に関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、鋼船規則C編である。なお、本改正は2026年7月1日から適用される。

2. 改正の背景

SOLAS 条約 II-1 章第 3-8 規則では、船舶の曳航及び係留のための設備等を備えることを要求している。また、IMO では安全な係船のための係船装置の設計並びに適切な係船設備及び取付け物の選定に関するガイドラインである MSC.1/Circ.1619, 及び II-1 章第 3-8 規則に対する統一解釈を含む MSC.1/Circ.1362(Rev.2)が採択されている。

IACS においても、II-1 章第 3-8 規則にかかわる要件を満足していることを確認するため IACS 統一解釈 (UI) SC212(Rev.1)を採択している。

本会は既にこれらの要件を鋼船規則等に取り入れている。しかしながら本会規則では、係留設備の選定にかかわる要件について、不明確な点があることが確認された。

このため、関連する IMO サーキュラー及び IACS 統一解釈に基づき係留設備の選定にかかわる要件を改めた。

3. 改正の内容

船舶の係留のためのウインチ (ムアリングウインチ) の選定に関する要件において、ウインチのブレーキに関する要件を改めた。

具体的な改正点は以下のとおりである。

- 鋼船規則 C 編 14.4.4.3-1.(5)

「ウインチのブレーキ保持能力は、係船索の船舶設計最小切断荷重 (MBL_{sd}) の 100%未満でなければならない。もしくは、ブレーキ保持能力を確実に設定できる調整可能なウインチとすること。」
としている規定について、現行規定ではブレーキ保持能力が MBL_{sd} を超えることが許容されると解釈できることから改めた。

MSC.1/Circ.1362/Rev.2 及び IACS UI SC212 Rev.1 に基づき、「...100%未満でなければならない。ウインチにはレンドリング荷重を適切に設定できるブレーキを備えること」とする旨改正した。